

豊田市地域医療提供体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域医療提供体制強化事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域医療提供体制強化事業」とは、保健福祉との連携促進事業、病院と診療所又は診療所と診療所の連携促進事業、地域医療の向上に資する調査研究、啓発活動等の公益活動事業をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、地域医療提供体制強化事業に要する費用の一部を補助することにより、市内における地域医療提供体制の強化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、一般社団法人豊田加茂医師会（以下「豊田加茂医師会」という。）とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、豊田加茂医師会が行う地域医療提供体制強化事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内で、市長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は600万円を限度とする。

(端数処理)

第8条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(豊田加茂医師会の責務)

第9条 豊田加茂医師会は、この補助金を、交付の目的に従って公正かつ効果的・効率的に使用しなければならない。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書に事業計画書及び予算書を添えて、7月31日までに行わなければならない。

(交付の決定通知)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予

算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書により、豊田加茂医師会に通知する。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業を適正に執行させるため必要に応じ、豊田加茂医師会に補助事業の執行状況の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第13条 豊田加茂医師会は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第11条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第14条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、補助金変更決定通知書により豊田加茂医師会に通知する。

(実績報告)

第15条 豊田加茂医師会は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第16条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により豊田加茂医師会に通知するものとする。

(交付の方法)

第17条 補助金は、10月末日までにその2分の1を、翌年の3月末日までに残りの2分の1を、それぞれ前金払により交付する。

(差額の返還)

第18条 豊田加茂医師会は、補助対象経費の実支出額が第16条により確定した補助金額を下回った場合は、その差額を市長に返還しなければならない。

(検査)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、豊田加茂医師会の報告に基づき、必要書類等の検査をすることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補 助 対 象 経 費

区 分	内 訳
1 連携促進のための会議の開催に要する経費	報償費、消耗品費、食糧費等
2 F A X等の連絡網の維持管理に要する経費	賃借料、通信運搬費等
3 調査研究に要する経費	旅費、委託費、印刷費、報償費等
4 地域住民への健康意識啓発に要する経費	報償費、委託費、印刷費等
5 その他補助事業の運営に要する経費	消耗品費、備品購入費等